

生徒・保護者の皆様

市立札幌大通高等学校長

## 授業料と「高等学校等就学支援金制度」に関するお知らせ

札幌市立高等学校の授業料は、定時制は月額 2,700 円ですが、国の制度である「高等学校等就学支援金」を受ける方は、授業料が実質無料となります。

今回は、令和6年10月～令和7年6月分の申請についてのご案内となります。

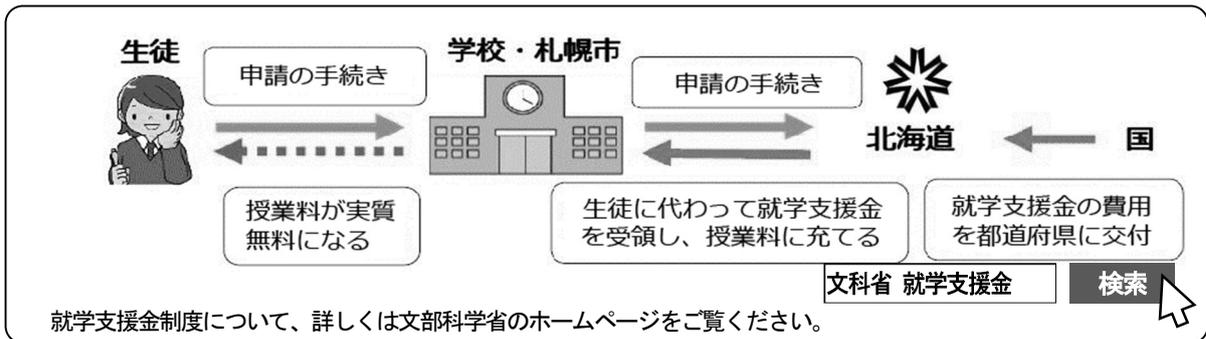
以下の説明をよくご覧になり、手続きが必要になる方は期限内に必ず手続きしてください。

### 1 高等学校等就学支援金とは

保護者等の所得が基準額（モデル世帯※1で年収の目安910万円程度）より少ない方は、札幌市立高校を含む公立高校の場合、授業料相当額が国から給付され、授業料が実質無料となる制度で、8割以上の生徒がこの制度による給付を受けています。

就学支援金が認定された生徒の授業料は国が負担し、札幌市に直接支払われます。このため、生徒は授業料を納める必要がなくなり、授業料が実質無料となります。

※1 「モデル世帯」とは、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の子供がいる4人世帯の場合です。家族の人数や年齢、働いている方の人数などによって、目安となる年収の金額は異なります。



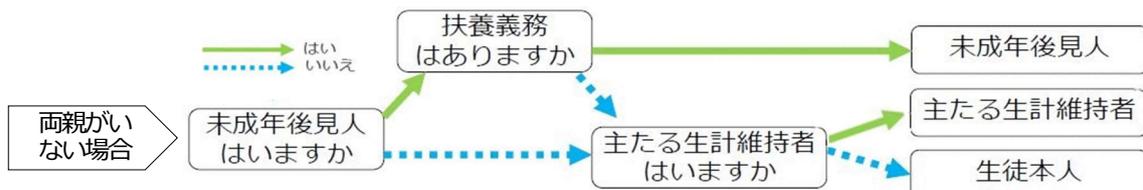
### 2 受給資格

日本国内に住所を有する方で、次の要件をすべて満たす方が就学支援金を受けることができます。

- (1) 保護者等※2・3の市町村民税の「課税標準額×6%－調整控除の額※」の合計が**304,200円未満**
- (2) 高等学校等を卒業または修了していない ※政令指定都市の場合は調整控除の額×3/4
- (3) 高等学校等に在学した期間が通算で48か月※4を超えていない

※2 保護者等は原則として両親（離婚や死別により親権者が1人の場合はその1人）ですが、DVや失踪などで生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難な方や、継父・継母の場合で生徒と養子縁組を行っていない方は保護者等に含めません。

※3 両親ともにいない場合、次の方を保護者等とします。



※4 定時制・通信制の高校に在学した期間は、1か月を3/4か月に換算します。  
 (例：定時制高校に20か月在学した場合、在学期間は20×3/4=15か月として計算)

### 3 認定・支給期間

就学支援金の認定・支給期間は、10月から翌年6月までです。(10～3月ではありません。)

毎年6月頃に所得・住民税の情報が更新されるため、更新後の所得情報で審査を行い、就学支援金支給の可否を審査します。この審査は、支給権者である北海道が行い、原則として、申請者から事前に提出を受けている保護者等のマイナンバーを利用して所得情報の確認を行います。

### 4 就学支援金オンラインシステム『e-Shien』について

生徒自身がインターネットに接続できるパソコンやスマートフォン等から『e-Shien』にアクセスして、就学支援金の申請、本人・保護者等情報の入力・確認・修正、申請結果の確認などをすることができます。

『e-Shien』のご利用にはログイン ID とパスワードが必要です。入学時に学校から交付された「ログイン ID 通知書」に記載の ID とパスワードを使用してください。通知書の紛失などにより ID とパスワードが分からない方は、学校へ申し出てください。

#### 高等学校等就学支援金オンラインシステム『e-Shien』 ログインページ

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

・『e-Shien』の利用にはインターネット環境が必要です

(スマートフォンやタブレット等の携帯端末も利用できます)。

・インターネット環境がない等の事情により『e-Shien』を利用できない方は学校にご相談ください。



#### 高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル

※ 今回は継続届出編を主に使用します。

##### 【共通編】

[https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/01\\_manual\\_eshien2311kyotsu.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/01_manual_eshien2311kyotsu.pdf)

##### 【新規申請編】

[https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/02\\_manual\\_eshien2402shinki.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/02_manual_eshien2402shinki.pdf)

##### 【継続届出編】

[https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/03\\_manual\\_eshien2311keizoku.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/03_manual_eshien2311keizoku.pdf)

##### 【変更手続編】

[https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/04\\_manual\\_eshien2403henkou.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/04_manual_eshien2403henkou.pdf)

##### 【家計急変・新規申請編】

[https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/05\\_manual\\_eshien2403kakeishinki.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/05_manual_eshien2403kakeishinki.pdf)

##### 【家計急変・継続届出編】

[https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/06\\_manual\\_eshien2403kakeikeizoku.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/06_manual_eshien2403kakeikeizoku.pdf)

##### 【家計急変・変更手続編 1】

[https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/06\\_manual\\_eshien2403kakeikeizoku.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/06_manual_eshien2403kakeikeizoku.pdf)

##### 【家計急変・変更手続編 2】

[https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/08\\_manual\\_eshien2403kakeihenkou2.pdf](https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/08_manual_eshien2403kakeihenkou2.pdf)



【共通編】



【新規申請編】



【継続届出編】



【変更手続編】



【家計急変・新規申請編】



【家計急変・継続届出編】



【家計急変・変更手続編 1】



【家計急変・変更手続編 2】

## ■ 保護者等の情報に変更がある場合

マイナンバーを提出したときに入力（記入）した保護者等の情報に変更がある場合は、『e-Shien』の「保護者等情報」を修正して、変更申請をする必要があります。学校での事前処理が必要になる場合がありますので、変更申請をする場合は、事前に学校に申し出てください。

（保護者の情報に変更がある場合の例）～次のような場合は『e-Shien』での変更申請が必要です。

- ① 保護者の名字が変わった
- ② ひとり親だった保護者の再婚などにより保護者が増えた **【マイナンバーの追加提出も必要です】**
- ③ 離婚や死別などにより保護者が減った
- ④ これまでの保護者から別な保護者に変更になった **【マイナンバーの追加提出も必要です】**
- ⑤ 2年生以上の生徒で、令和5年中に市区町村をまたぐ転居等により保護者の課税地が変わった
  - ※ 課税地は、通常は令和6年1月1日時点の住民登録地（市区町村）ですが、住民登録地と実住所が異なる場合は、令和6年度に課税されている市区町村が課税地となります。
  - ※ 2年生以上で令和5年までにマイナンバーを提出している場合、令和5年1月1日現在の保護者の課税地（市区町村）が登録されていますが、今回の審査で必要になるのは令和6年1月1日現在の課税地ですので、課税地を修正する必要があります。  
なお、札幌市内の転居で区が変わった場合は、課税地は「札幌市」のままで変わりませんので、修正は不要です。（「市区町村」の「区」は、東京都の特別区を指します。）

### 【マイナンバーの追加提出について】

マイナンバーを提出していない方が新たに保護者等になった場合（上記の例では②と④が該当）は、『e-Shien』でご入力いただく必要があります。該当する方は学校に申し出てください。

注意：マイナンバーを提出していても、北海道での審査の段階で、所得未申告や保護者等情報の登録誤りなどにより所得の確認ができなかった方や、確認事項のある方は、所得証明書など追加書類の提出が必要になる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。対象となる方には、学校から個別に連絡します。

## 5 手続きの期限

以上5～7に関する手続きが必要な方は学校にお申し出のうえ、**令和6年9月30日（月）**までに必要な手続きを行ってください。

※ 申請・登録の内容について、必要に応じて学校から確認の連絡をすることがあります。

## 6 申請後の収入の更正（修正）について

継続届出を行った後、税の更正等により所得額が変更となった場合は、更正通知書等を受け取った日の翌日から15日以内に再申請が必要となりますので、すぐに学校へご連絡ください。

<お問い合わせ> 市立札幌大通高等学校 事務室 （電話）011-251-0229